

公的統計の整備に関する基本的な計画（抜粋）

（平成26年3月25日 閣議決定）

「調査票情報等の提供及び活用」 関係

第1 施策展開に当たっての基本的な視点及び方針

（略）第Ⅱ期基本計画においては、第Ⅰ期基本計画における重要な目標でもある「統計の有用性の確保・向上」の達成を引き続き目指し、統計の体系的整備を推進するため、以下の視点に重点を置いた各種施策を、政府一体となって推進する。

5 統計データのオープン化・統計作成過程の透明化の推進

統計の作成方法や推計方法等に係る品質表示の改善に加え、プロセス保証^(注2)の導入を検討するなど、統計作成過程における透明性の一層の向上を図る。

また、オーダーメイド集計について、利用条件を緩和する方向で検討を行うなど、セキュリティレベルや匿名性の程度を踏まえ、統計データの利用形態に応じた提供を検討する。

さらに、政府統計の総合窓口（e-Stat）について、API機能^(注3)の提供や地図で見る統計（統計GIS）等の充実に向けた技術的研究を推進するなど、統計データのオープン化の取組を一層推進する。

第3 公的統計の整備に必要な事項

3 統計調査環境の改善

(4) 統計リテラシー等の向上

（略）教育現場においては、学習指導要領の改訂もあり、統計教育に関する関心は高まっているものの、具体的な指導方法に苦慮しており、実践的な教材の作成や情報提供、教師への研修の充実等が必要となっている。また、大学生、社会人等に対しては、統計に対する理解及び関心を深めるため、一般の講義等においても広く活用可能なマイクロデータ^(注10)の作成及び提供も必要となっている。

このため、各府省は、地方公共団体の協力も得て、統計データを用いた実践的授業の推進を図るとともに、教育関係団体等とも連携し、適切な教材の作成及び提供等を実施する。さらに、教員等を対象とした研修の拡充や、教育関係者のニーズに応じた研修内容の充実等の取組を進める。

また、広く一般に提供可能な「一般用マイクロデータ（仮称）」^(注11)につ

(注2) 統計調査の実施過程の効果的な管理に関する取組

(注3) 統計データを、プログラムが自動で取得できるようにするために、機械が判読可能な形式[API (Application Programming Interface)]で提供する機能

(注10) 集計していない個票形式のデータ

(注11) 集計表から作成するなど、調査票情報を直接的に用いない方法により作成する擬似的なマイクロデータ

いては、提供に向けた取組を推進するとともに、その取組状況の情報共有を通じて、各府省の取組を促進する。

4 統計データの有効活用の推進

(1) 調査票情報等の提供及び活用

調査票情報等の提供及び活用^(注12)は、国民の負担によって収集された調査票情報をより有効に活用する観点から、平成19年の統計法全面改正に際して、拡充が図られた取組であり、各府省は第Ⅰ期基本計画に沿って、オーダーメイド集計への対応、匿名データの作成及び提供等の取組を進めている。

また、「経済財政運営と改革の基本方針」においては、統計データの透明化・オープン化等を、第Ⅱ期基本計画の策定に反映し、その推進を図ることとされており、調査票情報等の提供及び活用に係るサービスの充実や利用条件の見直し等による一層の利用拡大が求められている。

このため、調査票情報等の提供及び活用については、セキュリティレベルや調査票情報等の匿名性の程度に応じた利用形態ごとの特性、諸外国における取組状況等を総合的に勘案した上、法制度上の整理を含め、以下の取組を行う。その際、効率性及び利便性の観点から、政府一体として一元的な取組を推進する。

- ① オーダーメイド集計における利用条件の緩和に向けた検討
- ② 調査票情報の提供におけるリモートアクセス^(注13)を含むオンサイト利用^(注14)やプログラム送付型集計・分析^(注15)の実現に向けた整理・検討
- ③ 匿名データの作成及び提供における提供対象統計調査の種類や年次の追加等によるサービスの充実

また、「統計データ・アーカイブ（仮称）」については、調査票情報等の提供及び活用の促進の基礎として、引き続き具体化に向けた検討を進め、早期に結論を得る。なお、今後も引き続き、調査実施部局における調査票情報等の適切な保管を徹底する。

(注12) 統計法第3章に規定する①調査票情報の二次利用（第32条）、②調査票情報の提供（第33条）、

③オーダーメイド集計（第34条）及び④匿名データの作成及び提供（第35条及び第36条）の総称

(注13) 利用者が、通信回線を経由して、遠隔操作により調査票情報の集計・分析を行うもの。遠隔操作は管理者の制御下に置かれており、行政機関等の管理者の許可なく集計・分析結果の印刷・複写を行うことはできない。

(注14) 行政機関等の管理者が指定する場所及び機器により、調査票情報の集計・分析を行うもの。

(注15) 利用者が、テストデータを参照して集計・分析のためのプログラムを作成し、行政機関等の管理者側において当該プログラムを実行し、集計・分析結果を利用者に提供するもの。

別表 今後5年間に講ずる具体的施策

「第3 公的統計の整備に必要な事項」部分

項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
<p>2 統計リソースの確保及び有効活用 (1) 統計リソースの確保のための取組</p>	<p>○ 統計の信頼性を確保しつつ、調査票情報等の提供及び活用、政府統計共同利用システムを通じた情報提供機能の強化等に中核的な役割を果たすことが期待される独立行政法人統計センターのリソースを確保するよう努力する。</p> <p>また、各府省を支援する観点から、調査票情報等の提供及び活用、政府統計共同利用システムを通じた情報提供機能の強化等に係る各府省に共通する取組（一般用マイクロデータ（仮称）の作成、オンサイト利用等による調査票情報の利用、API機能の提供のためのデータ登録等）のうち、専門的な技術や知見を要し、一元的な検討・実施が効果的かつ効率的な事項については、独立行政法人統計センターの機能を最大限活用できるよう措置する。</p>	<p>総務省</p>	<p>平成26年度から実施する。</p>
<p>3 統計調査環境の改善 (4) 統計リテラシー等の向上</p>	<p>○ 広く一般的に活用可能な「一般用マイクロデータ（仮称）」については、利用者ニーズの把握を行った上で、作成に関する検討を行い、早期に提供を開始する。</p>	<p>総務省</p>	<p>平成27年度から実施する。</p>

項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
4 統計データの有効活用の推進 (1) 調査票情報等の提供及び活用	<p>○ オーダーメイド集計については、利用条件を緩和する方向で検討を進める。また、オンデマンド集計の技術的検証等の実用化に向けた検討を行う。</p> <p>さらに、利用者のニーズに留意しつつ、提供する統計調査の種類や年次の追加等を行う。</p>	総務省、各府省	平成 26 年度から検討する。
	<p>○ 調査票情報の提供については、セキュリティ確保に万全を期す観点から、リモートアクセスを含むオンサイト利用やプログラム送付型集計・分析といった新たな利用方法の実現を目指し、役割分担の整理を含め、実用化に向けた検討を行う。</p>	総務省、各府省	平成 26 年度から検討する。
	<p>○ 匿名データの作成及び提供については、利用者のニーズや匿名性の確保と有用性の向上に留意しつつ、提供する統計調査の種類や年次の追加等を行う。</p>	各府省	平成 26 年度から実施する。
	<p>○ 匿名データの年次追加に伴う手続の簡素化について検討する。</p>	内閣府（統計委員会）、総務省	平成 26 年度から検討する。
	<p>○ 「統計データ・アーカイブ（仮称）」の整備については、整備対象とするデータの範囲を、調査票原票を除いた調査票情報等に限定し、調査票情報等を活用する上で必要なデータに付随する関連情報（メタデータ）の整備を拡充する方向で具体的な検討を進めるとともに、名称についても、その目的が明確になるように変更を検討する。</p>	総務省、各府省	平成 28 年度末までに結論を得る。